

様式第 26 号 (第 20 条関係)

産廃・特管産廃のどちらか報告する方を○で囲む
もしくは、報告しない方を取り消し線で消す

産業廃棄物

~~特別管理産業廃棄物~~

4/1~3/31 までの実績を報告する年度を記載してください。
(例: R7.4.1~R8.3.31 の実績の場合は令和 7 年度と記載)

の処分実績報告書 (令和○年度)

記載例 (実績がある場合)

- ※朱書きの箇所をご記入ください
- ※社印等の押印は不要です
- ※許可の種類、許可年月日、許可番号は直近の許可証に基づき記入してください

— 中間処分業・最終処分業 —

令和__年__月__日

岩手県知事 達増 拓也 様

「委託者」欄には、報告者に対し廃棄物の処分を委託した排出事業者名を記載する
ただし、再委託により受託して処分を行った場合は、処分業者の許可番号・氏名・住所を記載する

「報告者」は岩手県の処分業の許可を受けている者

報告者

住所 △△県△△市△△町△△番△号
氏名 株式会社 ○○産業
代表取締役 □□□□
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ×××-××××-××××

「処分」欄には、産業廃棄物の処分方法や処分場所等について記載する

「受託者」欄には、処分後の廃棄物を委託処分した場合に、その相手方について名称・許可番号等を記載し、空欄に「残」と記載する。

令和○年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	産業廃棄物処分業 (破碎処理、埋立処理)				許可年月日	□年□月□日			許可番号	003△△△△△△△△			
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者 (排出事業者又は処分業者)				処 分			受 託 者					
	許可番号	氏名又は名称	受託量	1	2	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量	
	住 所					処 分 場 所			住 所				
がれき類		××建設	100 t	○ ○ 県	ア	破碎	100 t	100 t					
	○○県××市△△町 2					××市△△町○○1-2							
木くず		××興業	70 t			焼却	70 t	6 t	×××××××	(株)○○エコ	管理型埋立	6 t	(残)
	××市△△町 3					××市△△町○○5-6			××市△△町○○1-10				
廃プラスチック		××興業	30 t						×××××××	(株)××総業	焼却	30 t	(再)
	○○町△△2丁目								○○市△△町○○7-6				

処理後の廃棄物を委託した場合は (残) と記載する

県外から搬入した場合、発生した都道府県名を 1 の欄に、搬入理由を下記「備考 3」から選び 2 の欄に記載する

再委託した場合 (再) と記載する

産業廃棄物の種類ごとに記載する

産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処 分			受 託 者					
	許可番号	氏名又は 名 称	受託量	1	2	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委 託 内 容	委託量	
	住 所					処 分 場 所			住 所				
廃プラスチック	xxxxxxx	〇〇工業	30 t	「再」		破碎	30 t	30 t	xxxxxxx	㈱△△総業	安 定 型 埋 立	30 t	(残)
	××市〇〇5-1					△△町〇〇2丁目 2-5			〇〇市××△丁目				

他の処分業者から再委託を受けた場合、委託した処分業者の許可番号・氏名等を記載し、1の欄に「再」と記載する

- 備考1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
数量の単位はt又はm³とすること。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合がある。
なお、処分業者からの再委託である場合は委託者の欄の1の欄に「再」と記載すること。
- 3 県外において生じた産業廃棄物の処理を県内で行うために搬入した場合は、委託者の欄の1の欄には当該産業廃棄物の生じた都道府県名を記載し、2の欄には当該産業廃棄物について、次のアからエまでに掲げるもののうち該当するものを選択し、その記号を記載すること。
ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）
イ 貴金属の回収を行うためのものであること。
ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条第1項の規則で定める圏域（本県を除く。）から搬入されるものであること。
エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。
- 4 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に（残）と、処分の再委託の場合は（再）と記載すること。

(別紙)

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（令和6年度）

産業廃棄物・特別管理 産業廃棄物処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）			
	A がれき類	A 汚泥	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
(例) 破碎施設	100t				骨材	100t	路盤材に再利用	100t
(例) 最終処分場（管理型）		50t						
廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の場合は、処分した産業廃棄物の種類及び年間処理量、処分により生じた産業廃棄物の種類及び量等について、別紙（この表）に記載する。								
合計	100 t	50 t				100 t		100 t

備考 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。